

院内保育施設運営業務委託契約書

委託者 沖縄県立中部病院 院長 天願 俊穂 (以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、以下の条項により業務委託契約 (以下「本契約」という。)を締結し、信義に従ってこれを履行する。

(目的)

- 第1条 甲は乙に対し、甲の指定する場所 (以下「保育施設」という。)において甲の雇用する労働者に対し、福利厚生の一環として甲の労働者の被扶養者が小学校就学の始期に達するまでの乳幼児を対象とした保育施設運営委託業務 (以下「委託業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。
- 乙は、保育室において、子どもを心身ともに健やかに育成することを常に念頭に置き、安全かつ健康的で文化的な環境を提供し、委託業務を遂行する。
 - 乙は、保育士を適正に配置すると共に指導監督及び教育指導を行い、甲が満足するサービス・安全・安心を心掛けると共に委託主旨に従って、別に定める仕様書に基づき委託業務を遂行する。

(委託業務の範囲)

第2条 委託業務の内容および範囲は以下のとおりとする。

- 法令、通知等を遵守した保育所運営
- 児童福祉施設最低基準を基本とした保育所運営
- 別紙運営委託業務仕様書に定める業務
- 委託業務には、医療行為は含まないものとする。
- 別紙委託業務仕様書に定めのない事項については、都度甲乙間にて協議の上決定

(委託契約期間)

第3条 本契約の有効期間は、令和8年4月1日～令和11年3月31日までとする。

(請求および支払い)

第4条 甲は乙に対して、別紙運営委託業務仕様書の定めに基づいた委託料およびその他料金を支払うものとし、乙は当該月分を取りまとめた請求書を発行し、甲は、乙の適性かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(履行遅延)

第5条 甲は乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第109条第1項に規定する割合の金額を違約金として乙に請求することができる。

(契約保証金)

第 6 条 病院事業局財務規則第 133 条に基づき、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上を納める。ただし、病院事業局財務規則第 133 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は免除される。

(業務の調査等)

第 7 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(改善命令)

第 8 条 甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不相当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

2 甲は、円滑適正な業務遂行上、不相当と認める従事者がいる場合、乙に改善を求めることができるものとし、乙は、この場合速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

(法令上の責任)

第 9 条 乙は、従事者に対する労働関係法、その他法令上の一切の責任を負うものとする。

(機密の保持)

第 10 条 乙は、業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 11 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(事故発生時の対応手順)

第 12 条 委託業務を遂行するにあたり、乙が関与する事故が発生した場合は、直ちに甲の管理担当者に報告するとともに、事故発生の日から起算して 10 日以内に事故報告書を甲に提出するものとする。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、保育室において事故が発生しないよう万全の対策を講じるものとし、甲はこれに協力するものとする。

2 乙または乙の従業員が委託業務の遂行中に、その責に帰する事由により、物件等または人身に損害を与えたと認められた場合、乙は甲に速やかに報告するとともに、誠意をもってこれに対処し、乙が加入する施設賠償責任保険の範囲内において賠償の責務を負うものとする。ただし、損害が甲又は第三者の過失に起因する場合はこの限りではない。

- 3 乙は、甲の労働者の被扶養者が傷病時において、甲の判断並びに甲の労働者もしくは医師の診断により、医療の指示に基づく範囲内において、保育室にて子どもを預かり、業務遂行中もしくは遂行後に傷病が悪化しても、乙または乙の従業員の過失に起因しない場合はその責は負わないものとする。

(一括再委託等の禁止)

第 14 条 乙は、給食の提供および事前に甲に承認を受けた場合を除き、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(甲の解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な事由なく委託契約開始日を過ぎても業務を開始しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により業務が適切に履行されていないと明らかに認められたとき。
- (3) 第 22 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると

き

へ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど認められるとき。

ト 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定により、契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。

(委託単価の改定)

第17条 本契約の契約期間中において、物価の変動およびその他の事由により、委託単価を改定する必要がある場合、甲乙双方協議のうえ委託単価を改定することができるものとする。

(消費税および地方消費税)

第18条 本契約の契約期間中に消費税、地方消費税の税率が変更された場合、甲は変更後の税率による消費税額、地方消費税額を乙に支払うものとする。

(什器備品等の貸与)

第19条 甲は、乙が本契約に基づく委託業務の遂行上必要となる遊具等の什器備品等(以下「管理備品」という)は、無償で提供するものとし、新たに購入が必要な際には事前に甲の同意を得て乙が手配するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から提供を受けた管理備品を善良な管理者の注意義務をもって使用するとともに、前項の目的以外に使用してはならない。

3 甲は、管理備品が経年劣化等により委託業務実施の用に供することができなくなった場合、甲の責任と費用により当該管理備品に代わるものを調達しなければならない。ただし、甲乙協議の上、必要がないと認められる場合はこの限りではない。

4 乙は、管理上における故意または過失により管理備品を毀損または滅失したときは、乙の責任により当該管理備品に代わる物を調達しなければならない。ただし、甲乙協議の上、必要がないと認められる場合はこの限りではない。

5 乙は、次の各号に該当する場合には、貸与された什器備品等を速やかに甲に返却するものとする。

(1) 委託業務が終了した場合

(2) その他、客観的に合理的な理由により甲が返却を要求した場合

(保育室の修繕)

第 20 条 保育室の修繕は、甲が自己の責任と費用負担にて実施するものとする。

(不可抗力)

第 21 条 乙は、戦争、テロ行為、暴動、天変地変、法令の改廃・制定、公権力による処分・命令、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関の事故、その他不可抗力または乙の責任に帰することができない事由により、本契約の全部または一部の履行の遅滞または不能が生じた場合は、その責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第 22 条 甲乙間の協議の上、双方ともに正当な理由によりやむを得ないと認める場合、相応の期間を定め契約を解除できるものとする。

2 甲または乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反した場合、相手方に相当期間を定めて履行をなすように催告し、当該期間内に履行がないときは、書面による通知を持って本契約を解除することができる。

3 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

(1)正当な理由によらず、本契約に定める義務を履行する見込がないとき

(2)手形または小切手を不渡りとしたとき、その他支払停止または支払不能の状態に陥ったとき

(3)差押え、仮差押え、仮処分、競売、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき

(4)破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、または清算に入ったとき

(5)本契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

5 第 3 項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

(予算の減額による契約の解除)

第 23 条 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。

(事務の引継ぎ)

第 24 条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、事務の引継を受けなけ

ればならない。

- 2 この契約が終了したとき、又は解除された場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないように適切かつ確実に、甲が指示する者に対して事務を引き継がなければならない。

(訴訟)

第 25 条 乙に所属する職員が甲を相手取り訴訟を起こす原告となった場合、あるいは係争中のものは甲に配置をしないこと。

(協議事項)

第 26 条 本契約および付随する約定に定めのない事項および疑義が生じたときは、都度甲乙間にて協議の上、解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(委託者)

甲 沖縄県うるま市字宮里 281 番地
沖縄県立中部病院
院長 天願 俊穂

(受託者)

乙